

五条に依り下名等に嘱するに論文審査委員を以てせり。依りて茲に審査の結果を報告す。

一

724 稲田教授学位を享く

〔『法学新報』第32卷10(370)号 大正11年10月1日〕

○稻田教授学位を享く 中央大学教授稻田周之助氏は『法理学之本源』と題する論文を中央大学法学部に提出せられたるより同学部教授会に於て審査の結果法学博士の学位を授与することに決し文部省に対し其の認可請求中なりしか去月十四日認可せられたり博士は多年中央大学に在りて政治学の諸学科の外憲法及び法理学の講義を担任せられ又政治学叢書として植民政策、外交政策、日本政体史、政治心理学、人種問題、政治学講義、政治史要領其他の著書あり因に前記論文の審査要旨は左の如し

稻田周之助氏、法理学之本源と題する論文を提出し、法学

博士の学位を請求せり。而して別に参考として日本憲法論及軍政及軍備・植民政策・政治学原理・外交政策・日本憲政提要・日本政体史・政治心理学・人種問題・政治学講義・支那及露西亞・政治史要領・外交史要領・日本政治史要領の論文を添へて提出せり。岡野中央大学学長は中央大学学位規程第

二

抑も専門分化が其窮屈に達して更に綜合統一に嚮ふを學問今日の趨勢とす。法律学の内部に於ても然り、法律学と他の學問との關係に於ても亦然り。本論文は當に其趨勢に応せるものなり。法理学を以て法律学中更に別科を立つるものとせずして、法律各科の学の綜合的原理と為し、更に法理学と哲

学との関係差別に留意して學問全体に於ける法理學の地位を明白にせり、著者は法理學を以て所謂形而上学たる哲學とせずして、寧ろ經驗的自然科学と見たるものとの如し、これ固より異論あるを免かれざる所なりと雖も、學問全体に於ける法律學の分担として穩當の見解と云ふべく、而して又他の各科の自然科学と連絡共助して法律學を真に學問的且実際的ならしむるの利あり。本論文に於ても生物学的心理學的又は社會學的に法理を論したる点に於て見るへきもの少なからず。殊に著者の政治學上の學識は其法理學に純法律家に見るへからざる特色を與へたり。著者は元來政治學研究者として知られ、又外交史の研究に志あり。本論文の参考として提出せられたる日本憲法論を始め十四篇の論文を見るに、其涉獵する所頗る廣くして、研究論斷の見るべきもの多し。其各論文中に論述せる所、或は余りに廣汎に過ぎ、或は余りに簡略に從ふ所あるは、畢竟其研究範囲甚だ廣く且他の論文に於て既に詳説せるものあるか為めなり、もし學問研究は其範囲を極めて狭くして精密に之を專攻するを要すと云はば著者の如きは其研究方法を誤りたるものと謂はざるを得ず。然れども法理學政治學の如きは本来総括的學問なり。汎博の事物に就て統一的法則を立てんとす。其研究範囲を廣くし博引旁搜飽まで努めて已まさることも亦斯學研究の一方方法たるを失はすと謂ふべし。

三

區別して綜合し綜合して區別する著者の体度は、法律と自

然法則との関係區別を説明するに於て殊に顯著なり。即ち著者は自然の法則と人為の規範とを対立し、前者は常に必ず存在し且自ら進化して極りなしと雖も人は之を悉く知るを得ず、後者は人の悉く知る所且知らざるへからざる所なれども固とは一定の目的一定の要求の為めに之を制定するものにして、時としては自然の法則に違ひ時としては其目的要求相齟齬することなき能はす、前者は自然の力を以て之を支持し、後者は國家の力を以て之を支持することを説き、旧時の自然法論の瑕疵を指し近時の自由法論の欠陥を斥く。然かも裁判官の条理裁判を以て法律と自然法則との接続点となし、兩者か形影相伴ふて相離るへからざるものなることを論するに至つて、其見識の一貫徹底せるを見る。

四

本論文の記述は頗る多方面に亘るを以て、一一の論評は審査要旨に記載するに適せず、且個々の点について審査委員各自と意見を異にするものなしとせされとも、大体に於て稳健中正の見解と評することを得へし。特に第一編第六章法律及法理學の發達は叙述甚た簡約なりと雖も亦能く其多年讀書思索甚た此に努めたることを示すに足るものあり。且著者は近世階級争闘に就て二大期を画し、第十八世紀より第十九世紀前半に渉るの間を以て第三階級か專制政治封建制度に対して闘つて勝てる時代と為し、其より後を第四階級か第三階級に対しても闘ひつゝある時代と為し、現在の憲法法律は北米合衆国独立仏蘭西大革命の際の憲章を基礎として成れるものに

して、固と是れ第三階級の勝利の記録なり。従て第四階級の

六

第三階級に対する争闘起りてより後は此種の憲法法律に齟齬を生するは自然の数にして、近時の立法か社会政策に傾倒せらるは則ち此階級争闘を解決するの旨趣に出つるものと為す。是れ必しも独創の見なりと云ふへからされとも、之を取りて法理学的一大断案と為し、法制の醇新古を判つに於て明白諸を掌に指すか如きものあり。著者は又人生進化の法則を取りて財産権發達の次第を解説し、今日の共産主義非私有財産論を排して、其人類の本性に戻り文化の發達と相容れざることを反覆力説す。然かも又第十九世紀の法律の金科玉条たる所有権絶対の原則と契約自由の原則とが今後適当に制限せられざるへからざるを論して資本と労働との関係に論及する辺、真に時勢の推移を知るの言と謂ふへし。

五

著者は本論文及び日本憲法論・日本政治史要領に於て我日本帝国の主権は皇室に在ることを力説す。欧羅巴の学者の君主国の主権は君主と云ふ自然人に在りと為すの説を排し、又我が一派の学者の言を取らすして、論理的又歴史的に之を論証す。曰く、主権皇室に在りと云ふ大本義は政治の幾変転社会の幾変遷を通して渝ることなし、且我日本の歴史上天皇の外に上皇法皇ありて大権を行ふの事あり二帝対立の事ありと雖も、我か主権の所在に惑ふことなきを得るは唯此大本義あるか為なり、今日の摂政に関する学理を求むる亦此に原くの外なしと。亦一見識たるを失はず。

著者は徹頭徹尾其参考書目を示さす。然れども論文の構成は酷た「コーラー」の法律哲学に似たり。且其の國家を以て生命の主体なりと為し人類進化の法則を説く所、宛然「ヘーゲル」派の哲学説なり。然かも著者は決して「ヘーゲル」派の羅曼的に流れるにあらず。世界日新の法則を取りて以て其研究の対象と為し、就中我日本の法制を以て其研究の中核と為す。其好みて国家意思民族心理を談するは蓋し「ヴァント」「タルド」「デュルケーム」等の超個人心理学に得る所あるに由るなるへし。

七

本論文は法理学の研究上有益なる体系を編成せるものにして、著者の篤学と学識とを表現せるものなり。依つて本論文の著者稻田周之助氏は法学博士の学位を授与せらるべき資格を有するものと認定す。